

2016 年 12 月 19 日

内閣府
消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ
「報告書骨子（案）」に対する意見



一般社団法人 日本経済団体連合会
経済基盤本部本部長 小畑 良晴

内閣府消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの報告書の取りまとめに関して、以下のとおり意見を申し上げます。

2016 年 11 月 29 日開催の第 9 回成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループにおいてご説明させていただいたとおり、成年年齢の引き下げへの対応としては、まずは、消費者教育、事業者の自主的な取組みを充実させていくべきと考えております。そのため、経団連としても、最大限の努力を行う所存です。

2016 年 12 月 13 日開催の第 11 回ワーキング・グループにおいて示された報告書骨子（案）では、「望ましい対応策」として、「消費者契約法」等の法制度整備が挙げられております。これについては、要件設定のあり方が困難であるとともに、幅広い事業者への影響が考えられ、極めて慎重に議論すべきと考えております。

加えて、挙げられているような法制度整備は、「取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害がない限り、民法の成年年齢を 18 歳に引き下げることが適当である」とした今回の民法改正の趣旨を没却する懸念もございます。

したがって、年内に予定されているワーキング・グループ報告書の取りまとめにおいて、法制度整備に言及することには極めて慎重にご対応くださいますようお願い申し上げます。

以 上